「国際金融機関がタイ国内でバーツ建ての 債券もしくは社債を発行することを 許可する件についての財務省布告」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

国際金融機関がタイ国内でバーツ建ての債券もしくは社債を発行することを許可する件についての財務省布告

(前文省略)

一、許可申請

国際金融機関はバーツ建ての債券もしくは社債発行のたびに財務省に許可を申請しなければならない。許可申請に当たって国際金融機関は財務省が定めた、例えば各回の債券もしくは社債発行の目的、プログラム及び発行額などの詳細を有する発行趣意を示す書類、財務省が定めたその他の証拠書類を提出しなければならない。

二、債券もしくは社債発行により調達した資金の使用条件

- 二・一、バーツ建ての債券もしくは社債から得た資金を維持する場合(バーツで運用する場合)、債券もしくは社債発行で得た当該資金は、タイ国内かビルマ連邦、カンボジア共和国、ラオス人民民主主義共和国、ベトナム社会主義共和国での事業への投資または融資に使用する。このとき当該事業は何らかの側面でタイ国に利益をもたらさなければならず、当該バーツ貨はタイ国内の居住者に商品代、サービス代、または拘束義務への支払いで使用されなければならない。もしくは、
- 二・二、債券もしくは社債の発行で得た資金を外貨で、または第二・一項以外の外国で投資、あるいは融資しなければならない場合、債券もしくは社債発行者の国際機関はタイ国内の金融機関とスワップ取引を通じて調達したバーツ貨を外貨に両替しなければならない。ただし外国の金融機関とのスワップ取引が必要な場合には、当該外国金融機関となしたスワップ項目はタイ国内の金融機関とバック・トゥ・バックしなければならず、バーツ投機防止基準に基づきタイ国銀行に報告しなければならない。

ここに、債券もしくは社債発行者である国際金融機関は第二・一項または第二・二項の条件に従い調達した資金の使用許可のためにタイ国銀行に文書で届け出なければならず、タイ国銀行は許可条件にしたがった資金使用における遂行方法を通知する。

三、債券もしくは計債の種類

固定利息、変動利息、あるいは半固定変動利息の債券もしくは社債とする。

四、債券もしくは社債の期間

債券もしくは社債の期間は五年以上とする。このとき発行者は債券もしくは社債所持者に対し期限前の償還請求権(コールオプション)、あるいは債券もしくは社債発行者の期限前の債務履行を請求する債券もしくは社債所持者の権利(プットオプション)を定めることができる。ただし当該権利の行使の結果は債券もしくは社債の期間を発行日から五年未満にさせない。

五、発行額

債券もしくは社債の金額は、財務省が毎回検討するところの財務省からの許可を得た金額の枠内になければならない。

六、情報公開

国際金融機関は仏暦二五三五年証券及び証券市場法令(もしあればその改定増補条項)と証券取引監視委員会が布告規定した原則に基づく証券販売勧誘に係る情報公開規定に従わなければならず、各年の自己の会計期末日から四五日以内に、もしくは財務省が特別なケースとして認めたその他の期間内に証券販売勧誘データ報告書式におけるデータを最新のものに改定しなければならず、国際金融機関の財務ポジションに重要な影響を及ぼす変更があった場合は即座に改定しなければならない。当該データ改定は証券取引監視委員会事務局に送付する。

七、証券登録人

国際金融機関はセキュリティ・デポジットセンター(タイランド)株式会社もしくは財務省が定めた 証券登録人を当該債券もしくは社債登録人として任命しなければならない。

八、上場

国際金融機関は、発行する債券もしくは社債をタイ証券売買センターに上場しなければならない。

九、法律に基づく流動性資産及び準備金としての使用、及びリパーチェス取引における使用 当該国際金融機関により発行される債券もしくは社債は、金融機関の流動性資産または生命保 険会社及び損害保険会社の保険準備金として使用できず、タイ国銀行におけるリパーチェス取引 にも使用できない。

一〇、納税義務及び源泉徴収義務

国際金融機関は、仏暦二五〇四年国連及び国連機関業務保護法令、仏暦二五二一年国連機関規定勅令(第四版)及び仏暦二五三三年(第五版)、及び仏暦二五〇九年アジア開発銀行に係る執行権限付与法令に基づき納税義務及び源泉徴収義務の免除を受ける。ただし債券もしくは社債の所有者は通常の所得税納税義務を有する。

ーー、タイ国内での連絡のための代理人

国際金融機関はタイ国内における債券もしくは社債の発行、販売勧誘に係る担当機関との連絡のためにタイ国内に代理人を置かなければならない。ここに、国際金融機関は自己のタイ国内代理人に変更があった場合、証券取引監視委員会事務局に届け出なければならない。

一二、適用法律と裁判権限

タイの法律の適用とタイの裁判権の下にあることを規定する。

本布告はこれより実施する。

仏暦二五四七年[西暦二〇〇四年]四月二一日布告

外国政府または外国政府の金融機関によるタイ国内でのバーツ建て債券もしくは社債発行を許可する件についての財務省布告

(前文省略)

一、許可される者

バーツ建ての債券もしくは社債発行で財務省から許可が得られる者は、東南アジア諸国連合 (ASEAN)加盟国に加えて日本、大韓民国、中華人民共和国(ASEAN+3)、ドイツ連邦共和国、及び財務省が相当と判断したその他の友好国の政府もしくは設置法のある外国政府の金融機関とする。

二、許可申請

外国政府または外国政府の金融機関はバーツ建ての債券もしくは社債発行のたびに財務省に 許可を申請しなければならない。許可申請に当たって外国政府または外国政府の金融機関は、 債券もしくは社債発行の目的、調達資金の用途の詳細、(もしあれば)バーツ貨と外貨のスワップ の詳細、債券もしくは社債の種類と期間、発行額、発行人及び保証人の格付け、販売戦略、発行 規定及びタイ国内の代理人を示した発行趣意書に加えて、財務省が追加提出を求めたその他の 証拠書類を提出しなければならない。

三、債券もしくは社債発行により調達した資金の使用条件

三・一、バーツ建ての債券もしくは社債から得た資金を維持する場合(バーツで運用する場合)、 債券もしくは社債発行で得た当該資金は、タイ国内かビルマ連邦、カンボジア共和国、ラオス人民 民主主義共和国、ベトナム社会主義共和国での事業への投資または融資に使用する。このとき 当該事業は何らかの側面でタイ国に利益をもたらさなければならず、当該バーツ貨はタイ国内の 居住者に商品代、サービス代、または拘束義務への支払いで使用されなければならない。もしく は、

三・二、債券もしくは社債の発行で得た資金を外貨で投資、あるいは融資しなければならない場合、債券もしくは社債発行者の外国政府または外国政府の金融機関は、タイ国内の金融機関とスワップ取引を通じて、調達したバーツ貨を外貨に両替しなければならない。ただし外国の金融機関とのスワップ取引が必要な場合には、当該外国金融機関となしたスワップ項目はタイ国内の金融機関とバック・トゥ・バックしなければならず、バーツ投機防止基準に基づきタイ国銀行に報告しなければならない。

ここに、債券もしくは社債発行者である外国政府または外国政府の金融機関は、第三・一項または第三・二項の条件に従って調達した資金の使用許可のためにタイ国銀行に文書で届け出なければならず、タイ国銀行は許可条件にしたがった資金使用における遂行方法を通知する。

四、債券もしくは社債の種類

固定利息、変動利息、あるいは半固定半変動利息の債券もしくは社債とする。

五、債券もしくは社債の期間

債券もしくは社債の期間は五年以上とする。このとき発行人は債券もしくは社債の所持者に対し期限前の償還請求権(コールオプション)、あるいは債券もしくは社債発行人の期限前の債務履行を請求する債券もしくは社債の所持人の権利(プットオプション)を定めることができる。ただし当該権利の行使の結果は、債券もしくは社債の期間を発行日から五年未満にさせない。

六、格付け

発行人、もしくは発行するバーツ建ての債券または社債は財務省が容認できる格付けがなければならない。このとき当該格付けは証券取引監視委員会事務局に容認された格付機関によるものでなければならない。

七、発行額

債券もしくは社債の金額は、財務省が毎回検討するところの財務省からの許可を得た金額の枠内になければならない。

八、情報公開

外国政府または外国政府の金融機関は、仏暦二五三五年証券及び証券市場法令(もしあればその改定増補条項)と証券取引監視委員会が布告規定した原則に基づ〈証券販売勧誘に係る情報公開規定に従わなければならず、各年の予算年度末または自己の会計期末日から一八〇日以内に、あるいは財務ポジションに重要な影響を及ぼす変更があった場合は即座に証券販売勧誘データ報告書式におけるデータを最新のものに改定しなければならない。証券販売勧誘の報告書式及び勧誘書、及び証券販売勧誘の報告書式の改定は証券取引監視委員会事務局に提出する。このとき書類はタイ語で作成されていなければならない。

九、証券登録人

外国政府または外国政府の金融機関は、セキュリティ・デポジットセンター(タイランド)株式会社 もしくは財務省が定めた証券登録人を当該債券もしくは社債の登録人として任命しなければなら ない。

一〇、上場

外国政府または外国政府の金融機関は、発行する債券もしくは社債をタイ証券売買センターに 上場しなければならない。

一一、法律に基づく流動性資産及び準備金としての使用、及びリパーチェス取引における使用 外国政府または外国政府の金融機関により発行される債券もしくは社債は、金融機関の流動性 資産または生命保険会社及び損害保険会社の保険準備金として使用できず、タイ国銀行におけ るリパーチェス取引にも使用できない。

一二、納税義務及び源泉徴収義務

外国政府または外国政府の金融機関は、国税法典に基づき納税義務及び源泉徴収義務を有する。

一三、タイ国内での連絡のための代理人

外国政府または外国政府の金融機関は、文書、命令、召喚状、書類を受け取るために、またタイ国内における債券もしくは社債の発行、販売勧誘に係る担当機関との連絡のために、債券もしくは社債の期間にわたって、タイ国内に代理人を置かなければならない。ここに、外国政府または外国政府の金融機関は、自己のタイ国内代理人に変更があった場合、証券取引監視委員会事務局に届け出なければならない。

一四、適用法律と裁判権限、及び保護の放棄

本布告に基づ〈債券もし〉は社債の発行はタイの法律の適用下にあり、これに係る訴訟執行はタイの裁判によらなければならない。ここに、外国政府または外国政府の金融機関、あるいはその機関の資産が訴訟執行上の保護を受けている、または受ける場合は、自己が受けている、または将来受ける保護の放棄に承諾しなければならない。ただしタイ国内に設立された外交、国際関係において利用されている資産、軍事利用されている資産、及び商業利用でな〈公益のために使用されているその外国政府の領内にある資産の保護はその限りではない。

本布告はこれより実施する。

仏暦二五四七年[西暦二〇〇四年]五月二五日布告

(おわり)